資料６

平成３０年１１月２７日
九 州 地 方 整 備 局
総 務 部 契 約 課

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成３１年度の発注者支援業務等に係る入札手続きについては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する民間競争入札の対象となるため、一定の欠格事由に該当する者については、入札に参加することができません（法第１５条において準用する第１０条各号を参照。）。

また、当該欠格事由のうち、暴力団排除に関する欠格事由（同条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容をいう。）については、国土交通省が警察庁に対して意見聴取を行うこととなっております。

そのため、平成３１年度発注者支援業務等の入札に参加予定の事業者におかれましては、本文書別添資料を参考にしていただき、提出に必要となる書類の手配その他必要な準備を行って下さい。

なお、今回は事前のお知らせであり、再度、個別業務に係る入札手続きにおいても本文書別添資料の内容等を明示します。

（別添資料１）

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成３１年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する法第１０条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

１．参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること等を記載した誓約書を提出すること。

２．下記（１）に掲げる提出先に対し、下記（２）に掲げる提出期限までに、下記（３）に掲げる提出資料を１通ずつ提出すること（下記（４）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出の資料は、平成３１年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、１度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（３）の資料を提出すること。また、警察庁への意見聴取の結果「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は再度下記（３）の資料を提出すること。

（１）提出先　九州地方整備局総務部契約課契約第一係
　　住　所　〒８１２－００１３
　　福岡市博多区博多駅東二丁目１０番７号
　　（福岡第二合同庁舎７階）

（２）提出期限
　参加しようとする発注者支援業務等の競争参加資格確認申請書　提出期限日の１８：００まで（必着）
　なお、上記期限までに下記（３）に掲げる提出資料を提出しない場合は入札心得第６条第１項第１１号に該当するものとして取り扱う場合があるので留意すること。

（３）提出資料
　①確認用電子データ（様式１に則ること。なお、意見聴取対象者については、参考１及び参考２を参照のこと。）
　②入札参加事業者確認資料送付書（様式２に則ること。）
　なお、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

（４）提出方法その他留意事項
　上記（３）の資料の提出方法については、①確認用電子データを電子メールの添付文書として送信するとともに、②入札参加事業者確認資料送付書（送信した確認用電子データを印刷したものを添付すること）及び当該確認用電子データを記憶させたＣＤ－Ｒ等を併せて郵送すること（郵送は、書留郵便に限る。）。

電子メール送信先　：　keiyakuka02@qsr.mlit.go.jp

様式１　確認用電子データ作成様式
様式２　入札参加事業者確認資料送付書
参考１　意見聴取対象者等
参考２　暴力団排除に関する欠格事由
参考３　誓約書の例

※このデータの提出先は、当地方整備局管内の発注事務所の別にかかわらず総務部契約課です。

〇確認用電子データ作成様式（対象となる公共サービス：発注者支援業務等）　（様式1）

事業者との関係	氏　名　漢　字	氏　名　カ　ナ（自動入力）	生　年　月　日				性別	住　　所	入札参加事業者	
			元号	年	月	日			名称等	所在地
【記載例1】										
代表取締役社長	公共　太郎	ｺｳｷｮｳ ﾀﾛｳ	S	33	03	03	M	東京都港区虎ノ門〇ー〇ー〇	㈱公共サービス	東京都千代田区霞が関△ー△ー△
専務取締役企画部長	公共　次郎	ｺｳｷｮｳ ｼﾞﾛｳ	S	44	04	04	M	東京都新宿区歌舞伎町〇ー〇ー〇	㈱公共サービス	東京都千代田区霞が関△ー△ー△
常務取締役営業部長	公共　三郎	ｺｳｷｮｳ ｻﾌﾞﾛｳ	S	55	05	05	M	東京都葛飾区小菅〇ー〇ー〇	㈱公共サービス	東京都千代田区霞が関△ー△ー△
・・・										
【記載例2】										
主要株主等	霞ヶ関コンサル	ｶｽﾐｶﾞｾｷｺﾝｻﾙ						東京都千代田区霞が関▲ー▲ー▲	㈱公共サービス	東京都千代田区霞が関△ー△ー△

（記入上の注意）

注1）　上記の表に記載された内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、上記の表に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

注2）　意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合があります。

注3）　意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。

注4）「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者（貴社）において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい（例　「代表者」、「取締役」、「親会社の役員」、「主要株主」、「顧問」、「事業者の法定代理人」など）。

注5）「氏名漢字」欄は、全角で入力し、姓と名の間を全角で1スペース空けて下さい。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。

注6）「氏名カナ」欄は、「氏名漢字」欄を入力すると自動入力されます（=ASC(PHONETIC(*))）。表示内容を確認し、正しくなければ、直接、半角カタカナで入力し、姓と名の間を半角で1スペース空けて下さい。

注7）「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。

注8）「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。

注9）「住所」欄は、その者の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。

注10）「名称等」及び「所在地」欄は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。

注11）　意見聴取対象者が法人である場合は、「氏名漢字」及び「氏名カナ」欄に法人の商号又は名称を、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載して下さい。「生年月日」及び「性別」欄は空欄で構いません。

（様式２）

平成　　年　　月　　日

九州地方整備局長　殿

（郵便番号　　）
入札参加事業者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商　　号
又は名称

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、代表者氏名）

㊞　法定代理人
氏　　名

入 札 参 加 事 業 者 確 認 資 料 送 付 書

意見聴取対象者に係る確認資料を送付します。なお、この書面及び提出資料の記載事項は、事実に相違ありません。

（留意事項）

１　この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第１０条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

２　この書面に確認用電子データの内容を印刷したものを添付するとともに、当該確認用電子データを記憶させたＣＤ－Ｒ等の提出をお願いします。

（参考１）

意見聴取対象者等

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項
入札参加事業者	個人の場合	①　入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号 (※2)
		②　①の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③　入札参加事業者	・商号又は名称 ・主たる事業所の所在地
		④　③の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤　④の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥　③の主要株主等 (※5)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦　③の主要株主等 (※5)（法人）	・商号又は名称
		⑧　相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨　③の親会社等 (※6)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩　⑨の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪　③の親会社等 (※6)（法人）	・商号又は名称
		⑫　⑪の役員 (※4)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬　⑫の法定代理人 (※3)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭　相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※１　「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。
※２　「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち１個を記載する。
※３　「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。
※４　「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
※５　「主要株主等」とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を所有する株主及び出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。
※６　ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して公共サービスの改革に関する法律施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第２項に規定する者は含まないものとする。
①　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第１号）
②　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が２分の１を超えていること。（第２号）
③　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第３号）
※７　意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本又は登記事項証明書等の確認書類の提出を求める場合がある。

（参考２）

暴力団排除に関する欠格事由

【１】法第１０条第４号関係
　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（【１】説明）
　上記のとおり。

【２】法第１０条第６号関係
　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【１】に該当するもの

（【２】説明）
　「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。
　　①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第６条）
　　②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第７５３条）

【３】法第１０条第７号関係
　法人であって、その役員のうちに【１】又は【２】のいずれかに該当する者があるもの

（【３】説明）
　「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
　　①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
　　②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
　　③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係
　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）
　法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」に関しては、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額（自己の出資分を除く。）の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係
　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）
　「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

①　施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
②　同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

　法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第３条第

２項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取対象者とはされていない。

（参照条文）

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
（平成１８年法律第５１号）

（欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。
一　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
三　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
五　第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
九　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
十　その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合にお

いて、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一　法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二　官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（準用）

第十五条　第十条、（中略）の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

（平成１８年政令第２２８号）

（親会社等）

第三条　法第十条第九号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

２　ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成３年法律第７７号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

七・八　（略）

●民法（明治２９年法律第８９号）

（未成年者の営業の許可）

第六条　一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

２　前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（婚姻による成年擬制）

第七百五十三条　未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

（参考３）

分任支出負担行為担当官
　○○事務所長　○○　○○　殿

平成○○年○○月○○日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

誓　　約　　書

平成○○年○○月○○日付けで公告のありました○○○○○業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する法第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに規定する内容）について九州地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存ありません。また、九州地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札心得第 6 条第 1 項第 11 号に該当するものとして入札無効とされることに異存ありません。

（注１）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。
（参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

発注者支援業務等における暴力団排除に関する欠格事由の確認について
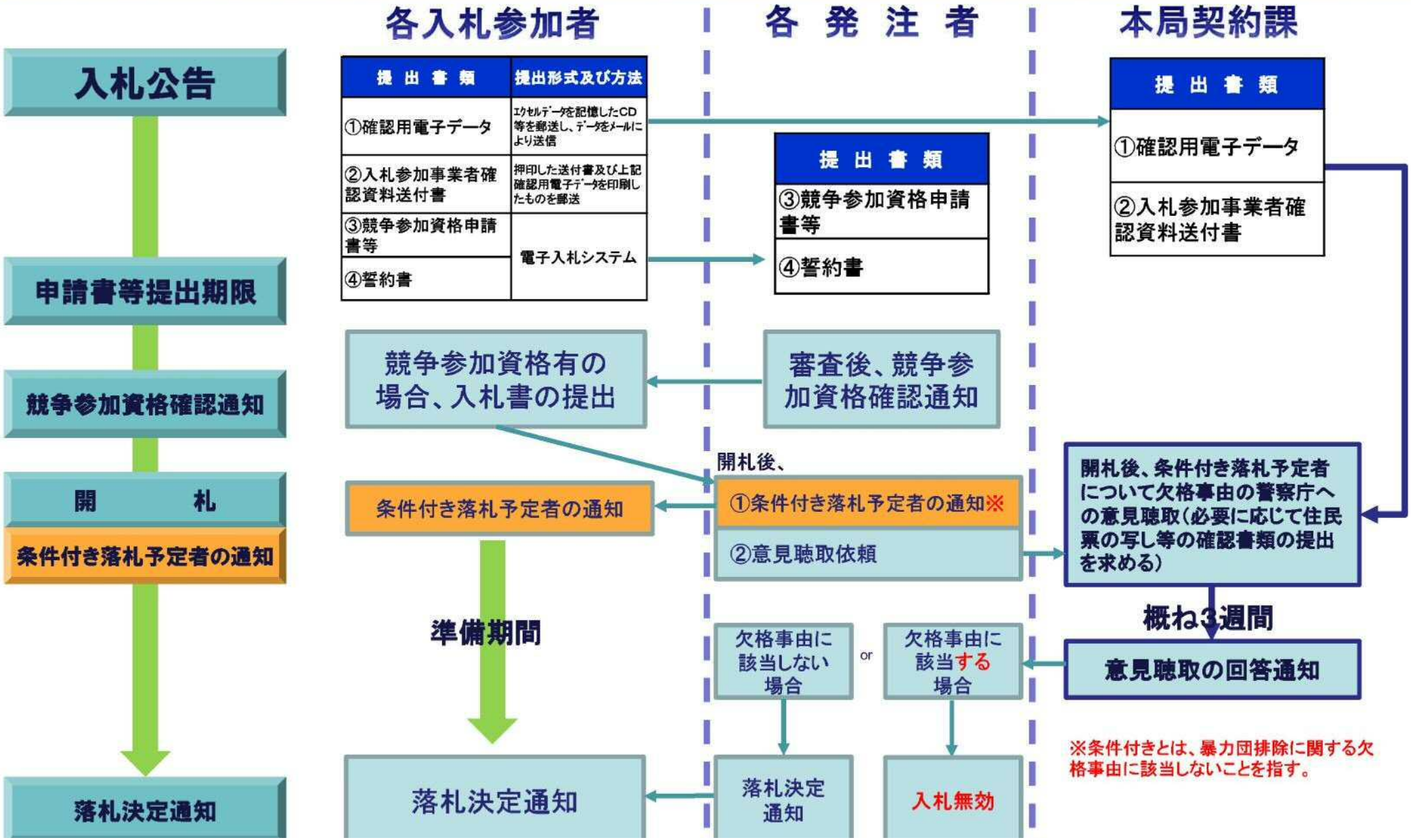
発注者支援業務等に係る入札は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、下記フローにより、各入札参加者の暴力団排除に関する欠格事由該当性を確認し、入札手続きを進めます。